

患者 ID
作成日 年 月 日

同意書

東京警察病院 院長 殿

この度、が貴院において 無痛分娩のための処置 を受けるにあたり、担当医師から別紙の如くその目的・危険性・合併症・後遺症などについて十分な説明を受けました。また、不明な点については担当医師と話し合い、質問する機会を得ました。

私は、無痛分娩 を貴院で受けることを希望し、同意します。

なお、実施中に緊急の処置を行う必要が生じた際には、適宜処置がおこなわれることについても同意します。

分娩予定日 年 月 日

同意した日時 年 月 日

患者 署名 _____

同席者 署名 _____ 患者との続柄

説明医師 東京警察病院 医師 印

同席者 (_____)

署名後でも同意書の撤回は可能です

患者 ID

作成日

年 月 日

無痛分娩に関する説明書

説明内容

無痛分娩の目的：麻酔を使用して陣痛や分娩時の痛みを和らげる。

無痛分娩の方法：

硬膜外麻酔を用いた、計画無痛分娩を行います。

硬膜外麻酔とは、腰椎の硬膜外腔にカテーテルという細いチューブを挿入し、アナペインなどの局所麻酔薬を注入する麻酔です。

- ・入院日に、原則として麻酔科医が関与し、硬膜外カテーテルを挿入します。
(状況によっては、熟達した産婦人科医師が挿入する場合があります。)
子宮頸管拡張処置（ラミナリアやメトロ挿入）を行う場合もあります。
- ・入院翌日の朝から陣痛誘発（メトロ挿入や子宮収縮薬投与）を行います。
(別紙参照)
 - 通常、子宮口が4～5 cmまで開大し、有効な陣痛になってきたと判断した段階で、血圧等の全身状態を確認の上で、局所麻酔薬の注入を開始します。
 - 局所麻酔薬の注入は、陣痛や母児の状態に応じて間欠的に行います。
 - この間に、カテーテルの先端が抜けてしまうこともあり、その場合には、入れ替え、あるいは抜去を行いません。
- ・局所麻酔薬の注入は、安全管理上、原則、平日の日中に限らせて頂きます。
- ・陣痛誘発を行っても有効陣痛が得られない場合や分娩進行に乏しい場合は、母児の状況が良好であれば、夜間は分娩誘発ならびに麻酔薬の投与を中止して経過観察とします。翌朝から陣痛誘発を再開する場合がありますし、硬膜外カテーテルを抜去し、一旦退院のご相談をする場合もあります。

<参考；無痛分娩入院後の流れ>

	入院日	入院翌日	翌々日以降 (分娩していない場合)
午前	入院(10:00) 胎児心拍モニタリング シャワー浴	胎児心拍モニタリング 陣痛誘発(必要時、子宮頸管拡張も) →有効陣痛が得られたら麻酔薬開始	前日と同様
午後	硬膜外麻酔カテーテル挿入 帰室後に胎児心拍モニタリング	陣痛誘発・麻酔薬投与など	前日と同様
夕方以降	(必要時)内診・子宮頸管拡張	分娩に至らない場合、 陣痛誘発・麻酔薬投与終了	前日と同様

※分娩に至らない場合、カテーテルを抜去し
退院を検討することがあります。

無痛分娩の危険性、合併症・後遺症の可能性：

- ・局所麻酔薬による主な副作用：血圧の低下、搔痒感、体温の上昇、一過性の下肢のしびれ、筋力低下。
一過性の過強陣痛・血圧低下→胎児の一過性徐脈など。
- ・硬膜外麻酔の主な合併症：産後の頭痛、膀胱麻痺、硬膜外腔への感染、硬膜外カテーテルの血管内迷入による局所麻酔中毒、硬膜外血腫による下肢の麻痺(まれ)、高位/全脊椎くも膜下麻酔(呼吸抑制、心停止など。まれ)など(麻酔説明同意書も参照してください)。
- ・無痛分娩による分娩への影響：微弱陣痛、分娩時間の延長、胎児の回旋異常の増加 →器械分娩(吸引分娩・鉗子分娩)の頻度が増加し、器械分娩による母体の腔壁裂傷・児の頭部外傷などにも注意が必要です。

※経腔的な急速遂娩が困難な状況で、胎児の状態が悪化した場合や母体の状態が悪化した場合(血圧のコントロールができない・子癇発作など)は、緊急帝王切開による分娩となります。

推定される無痛分娩後の経過：

通常の経腔分娩と同様の分娩後入院期間を要します。

帝王切開分娩となった場合には、産後 8 日間の入院を要します。

無痛分娩の診療費について：

無痛分娩特有の費用：硬膜外カテーテル挿入に 1 回あたり 3 万円、麻酔薬の投与には、1 日目は 7 万円、翌日再投与には 5 万円がかかります（最終的に無痛分娩に至らなくても、処置に要した費用は頂くことになります）。

※上記の追加費用の他、外来受診に伴う費用、計画分娩のための入院に伴う入院料（1 日 3 万 5 千円）、モニター・頸管拡張・子宮収縮薬投与などの処置料（1 日 1-2 万円）、通常の経膈分娩費用（平均 63 万円/6 日間）は、別途かかります。

※ただし、無痛分娩目的で入院するも、分娩に至らずに退院される場合は、通常発生する退院日の入院料（1 日 3 万 5 千円）は減免させて頂いています。

以上の説明をお受けになった上で、セカンドオピニオン等のご希望がある場合は、申し出てください。